

県立春日部高等学校学習・文化施設地域開放事業実施細則

1 目的

この管理規程は、「県立学校地域開放事業実施要綱」及び「県立学校学習・文化施設地域開放事業実施要領」に基づき、地域文化の振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で県立春日部高等学校（以下「本校」という。）の開放施設を利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 開放日時

本校の学習・文化施設の開放日及び開放時間は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 春日部高等学校音楽ホール（センテニアルホール）の開放日を、休業土曜日、日曜日、祝日とし、開放時間は、午前9時から午後7時までとする。
- (2) 春日部高等学校図書館の開放日を、休業土曜日、日曜日、祝日とし、開放時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 他の開放施設については、別途検討する。

3 施設の使用料

本校の開放施設の使用料は無料とする。ただし、音楽ホールの利用において、音響・照明設備等を使用したときは、別表の通りとする。

4 運営委員会の設置及び構成等

- (1) 施設の開放を円滑に運営するため、本校に、春日部高等学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。
- (2) 運営委員会の委員は、校長が委嘱する。
- (3) 運営委員会は、原則として、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - ア 本校校長、教頭、及び事務部長
 - イ 春日部市市民部代表（1）
 - ウ 春日部市教育委員会代表（1）
 - エ P T A・後援会、同窓会代表（各1）
 - オ 地域代表者（2）
 - ・春日部市公共文化施設代表
 - ・春日部市文化団体代表
 - カ その他校長が必要と認める者
- (4) 運営委員会の開催は、年2回程度を目安とする。

5 運営委員会委員長

- (1) 運営委員会の委員長は、本校の校長とする。
- (2) 運営委員会の委員長は、運営委員会の開催及び春日部高等学校施設開放の実施に関する進行管理を行う。

6 運営委員会の所掌事務

運営委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 施設の開放の企画及び運営に関すること。
- (2) 本校の施設・設備の開放時の管理に関すること。

7 運営委員会事務局

- (1) 運営委員会の事務を処理するため、本校に事務局を置く。
- (2) 事務局は事務室が担当する。

8 利用者の範囲

- (1) 本校の音楽ホールを利用できるものは、原則として運営委員会に利用団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、校長が認めたときには、登録団体でなくても利用することができる。
- (2) 登録団体の基準については、県立学校学習・文化施設地域開放事業実施要領第3条の規定に準じる。
- (3) 本校の図書館は、個人で利用することができる。

9 利用の承認

- (1) 団体で本校の開放施設の利用を希望するものは、登録証（写）を添えて、「利用申請書」を校長に提出し、「利用許可書」の交付を受ける。
- (2) 利用の手続き等については、「音楽ホールの利用手続き」及び「図書館利用の心得」（『利用の手引き』所載）による。

10 利用の取消等

校長は、利用の承認を受けた利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用の取消又は利用を中止させることができる。

- (1) 県立学校学習・文化施設地域開放事業実施要領に定める規定に違反したとき。
- (2) 管理上支障があると認めたとき。
- (3) その他校長がその利用を不相当と認めたとき。

11 利用者の義務

- (1) 利用者は、別に定める利用上の遵守事項を必ず守らなければならない。
- (2) 利用者は、校長、管理指導員及び管理指導補助員の指示に従って開放施設を利用しなければならない。
- (3) 利用者が遵守事項に違反した場合には、校長、管理指導員及び管理指導補助員は、利用者に対して利用停止を命ずることができる。
- (4) 利用者は、開放施設の利用を終えるとき、速やかに設備・備品等を現状に回復し、管理指導員又は管理指導補助員の点検を受けなければならない。

12 損傷及び滅失の届け出等

利用者は、開放施設を損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨を校長又は管理指導員、管理指導補助員に連絡するとともに、「施設・設備毀損届」を校長に提出し、速やかにその損害を弁償しなければならない。

13 管理指導員、管理指導補助員

管理指導員及び管理指導補助員は、校長の委嘱をうけ、別に定める業務を行う。

14 利用者の事故

事故が起きた場合には、利用者及び管理指導員又は管理指導補助員は、速やかにその状況を校長に報告しなければならない。

15 他の教育関係団体の利用等

以上の規定に依らず、他の教育関係諸団体の利用については、校長の判断と責任により、通常の教育活動に準じた使用を許可することができる。

16 その他

この細則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

付 則

この細則は、平成12年4月1日から実施する。

平成22年4月1日改訂